

【農業担い手経営安定法案等の参議院本会議における質疑】

1. 二法案制定の意義と努力
2. 水田のフル活用と需給均衡の必要性
3. 経営安定対策の対象農家の認定の考え方
4. 多面的機能支払の自治体の取り組み支援
5. 日米首脳会談の共同声明のTPPの内容とこれからの交渉
6. 農林水産業・地域の活力創造プランと農業委員会・JAの役割

○山田俊男君

自由民主党の山田俊男です。

私は、自由民主党を代表して、ただいま議題になりました農業担い手経営安定法改正案及び農業多面的機能発揮促進法案について御質問をいたします。

この二つの法案を審議できるというのは、野党の悲哀を感じながら暑い会議室で論議してきた思い出とともに感激の極みであります。

その野党時代に提案した担い手総合支援法案は日の目を見なかったわけですが、その法案の骨格部分として盛り込んでいた新規就農者への支援部分については、民主党が予算措置で実施に移しました。さらに、これも骨格部分として盛り込んでいた農地の集積を図る仕組みは、我々が与党になってから農地中間管理機構法として日の目を見ることができました。誠にうれしい限りです。

昨年秋以来、新しい農業・農村政策を議論してきました。主食である米の需要が減少する中で、水田に主食用の米を作るだけでなく、加工用米や飼料用米や備蓄米を作る、麦や大豆、野菜を作るなど、水田をフル活用しようというものであります。

総理は、施政方針演説で、「四十年以上続いてきた米の生産調整を見直します。」とおっしゃっていましたが、生産調整の見直しの前提として、何としても水田が米以外にも多様に活用できるように、水田の田畑輪換を可能とする基盤整備がまずなされなければならないのであります。改めて総理の考えをお聞きします。

それにしても、米はどうしても豊凶変動が生じ、これにより需給が不安定になることが避けられません。食糧法においても米の需給の安定を図ることとされており、一定の安定供給の仕組みが必要です。豊作となった場合、主食用以外の需要に対して供給する仕組みが準備されなけれ

ばならないのであります。今後四年間にその仕組みを講ずることが必要です。その点について農林水産大臣にお聞きします。

さて、我が国農業の最大の課題は担い手の高齢化です。何としても若い担い手を意識的につくり上げることが必要です。担い手の経営安定法案は、認定農業者、集落営農、そして認定新規就農者に対して経営所得の安定対策を講ずるものであります。これら対象農家の認定に当たっては、地域の実態に応じ、農家の意欲を酌み取り、幅広く認定していくことが必要です。これらにどう対処するのか、農林水産大臣の考えをお聞きします。

多面的機能発揮促進法案は、予算事業として実施している多面的機能支払等を法制化し、安定的に実施するものであります。この取組は、地域の共同の取組を県や市町村が支援する仕組みであり、県や市町村の意欲が極めて重要です。全国の市町村で実施されるよう、農林水産大臣の決意をお聞きします。

今回の日米首脳会談は、外交上の課題も抱えながら、共同声明の発表を控えてまでもTPPの交渉を続けるなど、極めて困難なものでありました。総理は、中間選挙を控えるオバマ大統領の強い要請を受けて交渉を前向きに進められたのですが、米国の議会や業界は全く評価していないと報じられています。

TPA法がない中での交渉合意は、議会から再交渉を求められることになるのではないのでしょうか。まだ合意していない、多くの争点を残したまままだというのなら、TPA法案の議決を待って交渉することが必要なのではないのでしょうか。総理の決意をお聞きします。

アベノミクスの第三の矢である成長戦略の一環として、農林水産業・地域の活力創造プランが策定されています。この二法案は、その柱となる重要な法案であります。また、同プランでは、農業委員会とJAの在り方についても言及されています。

総理は常々、強欲を原動力とするような資本主義でなく、道義を重んじ、真の豊かさを知る瑞穂の国の資本主義を目指すとおっしゃっておられます。これら農業委員会やJAについては、瑞穂の国の資本主義を目指す仲間として、共に改革を進める姿勢が必要なのではないのでしょうか。総理の考えをお聞きします。

以上、安倍総理、林農林水産大臣の真摯な答弁を求めます。（拍手）